

事務所通信 進歩 Progress

23年6月号(広告)
2011年6月1日発行
三宅孝治 (中国税理士会 倉敷支部会員)
三宅税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島 2370 番地 14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第49号
発行担当者: 山本武史

一期一会

寒かった日々が終わったと思ったら、急に暑くなった5月も終わり、いよいよ梅雨がやってきます。ジメジメした時期が続きますが、今年は東日本大震災があり、節電でエアコンの使用を控えている方も多いと思います。いろいろとクールビズグッズも出て来てますので、私も今年は利用しようと思っています。

さて、この時期と言えば住民税の通知書が届いているという事で

今月のテーマ: 住民税について

社員の住民税を特別徴収されている事業者の方は、5月中にお手元に特別徴収税額の通知書が届いていると思います。6月から翌年5月までの毎月の徴収額が記載されていますので、6月分(給与支払いの方法によっては、5月分)の給与から天引きして納付をよろしくお願ひいたします。さて、ここで住民税について2点ほどお知らせがございます。

1. 住民税の特別徴収税額の納期の特例

原則翌月10日が納付期限である所得税においても、給与の支給人員が常時9人以下である事業所については1月から6月の源泉所得税を7月10日までに、7月から12月の源泉徴収税額を1月10日(「納期の特例適用者に係る納期の特例に関する届出書」を提出している場合には1月20日)までに、それぞれ半年分をまとめて納付する制度がございますが、住民税の特別徴収税額の納付に関しても同様の制度がございます。ただし、期日や要件など、下記のように所得税と多少異なります。

- 適用要件**
- (1) 事業所等で給与等の支払いを受ける者が常時10人未満である事
 - (2) 住民税について滞納が無い事
 - (3) 市県民税・県民税特別徴収税額の納期の特例申請書(内容はほぼ同じですが各市町村ごとに様式がございます)の提出があり、承認を受ける

上記の要件を満たす場合には、次の期間に徴収した住民税を、それぞれの納期限までに納付すれば、年2回の納付にする事が出来ます。

住民税の特別徴収区分	納付期限
6月から11月までの特別徴収税額	12月10日まで
前年12月から5月までの特別徴収税額	6月10日まで

ただし、これはあくまでも納期限の特例のお話ですので、給与から徴収する税額は、通知書に沿って6月からの徴収が必要になりますのでご注意ください。

2. 住民税における人的非課税制度

住民税の計算においては、所得税と異なる点がありますが、今回は人的非課税制度についてお話させていただきます。人的非課税制度と申しますと堅苦しいのですが、要はその人それぞれの状況により、該当する方については住民税の非課税の対象としましょうという制度です。所得税においては、それぞれの人的要因による差を所得控除という形で表わしていますが、住民税の非課税制度の対象者は次の様になっています。

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
生活保護法の規定による生活扶助を受けている者に対しては、個人の道府県民税又は市町村民税が課されない。
- (2) 障害者、**未成年者**、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者
所得が給与所得のみである場合には、給与収入が204万400円未満の方
上記の状況に該当するかどうかの判断は、個人の道府県民税又は市町村民税の賦課期日が当該年度の初日の属する年の1月1日とされていることから、賦課期日である1月1日の現況により判断することとなります。

所得税額のある方は、住民税額もある事がほとんどなのですが、左記の理由により年末調整により所得税額のある方でも、住民税の特別徴収税額の通知書に記載されていない又は、住民税額が0円の方がおられます。また、この125万円以下という金額はあくまでも、非課税制度の対象者を所得金額に応じて定めているものであり、125万円の控除があるわけではございません。従って、非課税制度の対象から外れた方は、通常の住民税の計算と同じになります。つまり

例) 昨年18歳で就職し、年収と控除が次の通りの場合のそれぞれの住民税

- (1) 年収2,000,000円で、所得から控除される社会保険料250,000円、そのほかの控除は基礎控除のみ
所得税 { 給与所得控除後 1,220,000円 (社会保険料控除 250,000円 + 基礎控除 380,000円) } × 5% = **29,500円**
住民税 1,220,000円 > 1,250,000円 住民税の非課税制度対象者 = **0円**
差引手取り額 2,000,000円 - 250,000円(社会保険料) - 29,500円(所得税) = **1,720,500円**
- (2) 年収2,050,000円で、所得から控除される社会保険料250,000円、そのほかの控除は基礎控除のみ
所得税 給与所得控除後 1,253,600円 (社会保険料控除 250,000円 + 基礎控除 380,000円) = 623,000円(千円未満切捨)
 623,000円 × 5% = **31,100円**(百円未満切捨)
住民税 1,253,600円 > 1,250,000円 住民税の非課税制度対象者ではない
 給与所得控除後 1,253,600円 (社会保険料控除 250,000円 + 基礎控除 330,000円) = 673,000円(千円未満切捨)
 673,000円 × 10% = **67,300円**(百円未満切捨)
差引手取り額 2,050,000円 - 250,000円(社会保険料) - 31,100円(所得税) - 67,300円(住民税) = **1,701,600円**

となり、給与収入は多いけれど、手取りは少なくなるという現象が起こってきます。

さて、ここでもう一点、未成年者という事について少しお話させていただきます。

未成年者とは

住民税の非課税制度における未成年者とは、民法上における未成年者をいうものであり、満年齢20歳未満のものをいいます。この場合における年齢計算は、民法より出生の日から起算して、応答日の前日をもって満了することとされています。ちょっと難しい書き方なのですが、例で表わしますと、平成3年3月4日生まれの人は、平成23年3月3日をもって未成年者では無くなるという事です。では、平成3年1月1日生まれの方はと言いますと、平成22年12月31日、平成3年1月2日生まれの方は平成23年1月1日に未成年者では無くなりますので、平成23年1月1日において未成年者となられる方は、平成3年1月3日以降に生まれた方になりますので、ご注意ください。

また、民法において未成年者が婚姻した場合には、成年に達したものとみなされますから、上記未成年者の範囲から外れますので、ご注意ください。

<お知らせ>

納期特例を選択しているお客様は、7月10日が1月~6月の源泉所得税の納付期限となっております。納期特例事務について当事務所にご依頼頂くお客様については、給与台帳等のご用意をお願いいたします。また、事業所にて納付書を作成されるお客様についても、納付漏れがございますと不納付加算税及び延滞税が課されますので、納付漏れの無い様ご注意ください。

<6月カレンダー>

10	金	*源泉所得税(5月分)の納付期限 *特別徴収住民税(5月分)の納付期限
16	木	* 経営計画書作成セミナー: 将軍の日
30	木	*4月決算法人の確定申告・納付期限 *5月分の社会保険料の納付期限 *10月決算法人の中間申告・納付期限 *消費税(4期)の納付期限(年額400万円超の7月・1月決算法人)

<将軍の日>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー: 将軍の日**
将軍の日の日程は次の通りとなっております。
まだお越し頂いていないお客様、
一度将軍の日に参加してみませんか?

開催日	対象者	申込期限
6月16日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月3日(金)
7月14日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月1日(金)
8月18日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月5日(金)